

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 節 納税地及び納税義務	第 1 節 納税地及び納税義務
第 2 節 事業年度	第 2 節 事業年度
第 3 節 同族会社	第 3 節 同族会社
第 3 節の 2 支配関係及び完全支配関係	第 3 節の 2 支配関係及び完全支配関係
第 4 節 組織再編成	第 4 節 組織再編成
第 5 節 資本金等の額及び資本等取引	第 5 節 資本金等の額及び資本等取引
第 6 節 利益積立金額	第 6 節 利益積立金額
第 7 節 仮決算における経理	第 7 節 仮決算における経理
第 8 節 その他	第 8 節 その他
第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算	第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算
第 1 節 収益等の計上に関する通則	第 1 節 収益等の計上に関する通則
第 1 款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則	第 1 款 資産の販売等に係る収益計上に関する通則
第 1 款の 2 棚卸資産の販売に係る収益	第 1 款の 2 棚卸資産の販売に係る収益
第 2 款 固定資産の譲渡等に係る収益	第 2 款 固定資産の譲渡等に係る収益
第 3 款 役務の提供に係る収益	第 3 款 役務の提供に係る収益
第 4 款 短期売買商品の譲渡に係る損益	第 4 款 短期売買商品の譲渡に係る損益
第 5 款 有価証券の譲渡による損益	第 5 款 有価証券の譲渡による損益

改 正 後	改 正 前
第6款 利子、配当、使用料等に係る収益	第6款 利子、配当、使用料等に係る収益
第7款 その他の収益等	第7款 その他の収益等
第2節 費用及び損失の計算に関する通則	第2節 費用及び損失の計算に関する通則
第1款 売上原価等	第1款 売上原価等
第2款 販売費及び一般管理費等	第2款 販売費及び一般管理費等
第3款 損失	第3款 損失
第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等	第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等
第1款 有価証券の譲渡損益等	第1款 有価証券の譲渡損益等
第2款 有価証券の取得価額	第2款 有価証券の取得価額
第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法	第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等	第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等
第5款 有価証券の時価評価損益	第5款 有価証券の時価評価損益
第6款 デリバティブ取引に係る損益等	第6款 デリバティブ取引に係る損益等
第7款 ヘッジ処理による損益	第7款 ヘッジ処理による損益
第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法	第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
第9款 短期売買商品の時価評価損益	第9款 短期売買商品の時価評価損益
第4節 収益及び費用の帰属時期の特例	第4節 収益及び費用の帰属時期の特例
第1款 リース譲渡	第1款 リース譲渡
第2款 工事の請負	第2款 工事の請負
第5節 仕入割戻し	第5節 仕入割戻し
第6節 その他	第6節 その他
第3章 受取配当等	第3章 受取配当等
第1節 受取配当等の金額	第1節 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 負債の利子の計算</p> <p>第1款 支払利子</p> <p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p>	<p>第2節 負債の利子の計算</p> <p>第1款 支払利子</p> <p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 外国子会社から受ける配当等</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p>	<p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p>
<p>第6章 削 除</p>	<p>第6章 削 除</p>
<p>第7章 減価償却資産の償却等</p>	<p>第7章 減価償却資産の償却等</p>
<p>第1節 減価償却資産の範囲</p>	<p>第1節 減価償却資産の範囲</p>
<p>第1款 減価償却資産</p>	<p>第1款 減価償却資産</p>
<p>第2款 少額の減価償却資産等</p>	<p>第2款 少額の減価償却資産等</p>
<p>第2節 減価償却の方法</p>	<p>第2節 減価償却の方法</p>
<p>第3節 固定資産の取得価額等</p>	<p>第3節 固定資産の取得価額等</p>
<p>第1款 固定資産の取得価額</p>	<p>第1款 固定資産の取得価額</p>
<p>第2款 耐用年数の短縮</p>	<p>第2款 耐用年数の短縮</p>
<p>第4節 償却限度額等</p>	<p>第4節 償却限度額等</p>
<p>第1款 通則</p>	<p>第1款 通則</p>
<p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p>	<p>第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額</p>
<p>第3款 増加償却</p>	<p>第3款 増加償却</p>
<p>第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p>	<p>第4款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p>
<p>第5節 償却費の損金経理</p>	<p>第5節 償却費の損金経理</p>
<p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p>	<p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p>
<p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p>	<p>第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p>
<p>第2款 取替資産についての償却</p>	<p>第2款 取替資産についての償却</p>
<p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p>	<p>第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p>
<p>第4款 生物の償却</p>	<p>第4款 生物の償却</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第8章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第9章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p>	<p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> <p>第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p> <p>第1款 除却損失等の損金算入</p> <p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第8章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第9章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p>

改 正 後	改 正 前
第1款 役員等の範囲	第1款 役員等の範囲
第2款 経済的な利益の供与	第2款 経済的な利益の供与
第3款 定期同額給与	第3款 定期同額給与
第4款 事前確定届出給与	第4款 事前確定届出給与
第5款 損金の額に算入される業績連動給与	第5款 損金の額に算入される業績連動給与
第6款 過大な役員給与の額	第6款 過大な役員給与の額
第7款 退職給与	第7款 退職給与
第8款 使用人給与	第8款 使用人給与
第9款 転籍、出向者に対する給与等	第9款 転籍、出向者に対する給与等
第3節 保険料等	第3節 保険料等
第4節 寄附金	第4節 寄附金
第1款 寄附金の範囲等	第1款 寄附金の範囲等
第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金	第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金
第3款 国等に対する寄附金	第3款 国等に対する寄附金
第4款 被災者に対する義援金等	第4款 被災者に対する義援金等
第5款 その他	第5款 その他
第5節 租税公課等	第5節 租税公課等
第1款 租税	第1款 租税
第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等	第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等
第3款 第二次納税義務による納付税額	第3款 第二次納税義務による納付税額
第4款 賦課金、納付金等	第4款 賦課金、納付金等
第5款 罰料金	第5款 罰料金
第6節 貸倒損失	第6節 貸倒損失
第1款 金銭債権の貸倒れ	第1款 金銭債権の貸倒れ

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 返品債権特別勘定</p> <p>第6節の2 負担金</p> <p>第7節 その他の経費</p> <p>第1款 商品等の販売に要する景品等の費用</p> <p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>第10章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p>	<p>第2款 返品債権特別勘定</p> <p>第6節の2 負担金</p> <p>第7節 その他の経費</p> <p>第1款 商品等の販売に要する景品等の費用</p> <p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>第10章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1節 青色申告事業年度の欠損金</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第12章の5 リース取引</p> <p>第1節 リース取引の意義</p> <p>第2節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 譲渡人の処理</p>	<p>第1節 青色申告事業年度の欠損金</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第12章の5 リース取引</p> <p>第1節 リース取引の意義</p> <p>第2節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 譲渡人の処理</p>

改 正 後	改 正 前
第3款 譲受人の処理	第3款 譲受人の処理
第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等	第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等
第1節 通則	第1節 通則
第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算	第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算
第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算	第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算
第13章の2 外貨建取引の換算等	第13章の2 外貨建取引の換算等
第1節 外貨建取引に係る会計処理等	第1節 外貨建取引に係る会計処理等
第2節 外貨建資産等の換算等	第2節 外貨建資産等の換算等
第14章 特殊な損益の計算	第14章 特殊な損益の計算
第1節 特殊な団体の損益	第1節 特殊な団体の損益
第1款 組合事業による損益	第1款 組合事業による損益
第2款 従業員団体の損益	第2款 従業員団体の損益
第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金	第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金
第1款 事業分量配当等	第1款 事業分量配当等
第2款 特別の賦課金	第2款 特別の賦課金
第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益	第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益
第1款 更生会社等の損益等	第1款 更生会社等の損益等
第2款 債権者等の損益	第2款 債権者等の損益
第4節 受益者等課税信託による損益	第4節 受益者等課税信託による損益

改 正 後	改 正 前
<p>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p> <p>第5款 物品貸付業</p> <p>第6款 不動産貸付業</p> <p>第7款 製造業</p> <p>第8款 通信業</p> <p>第9款 運送業</p> <p>第10款 倉庫業</p> <p>第11款 請負業</p> <p>第12款 印刷業</p> <p>第13款 出版業</p> <p>第14款 写真業</p> <p>第15款 席貸業</p> <p>第16款 旅館業</p> <p>第17款 飲食店業</p> <p>第18款 周旋業</p> <p>第19款 代理業</p> <p>第20款 仲立業</p> <p>第21款 問屋業</p> <p>第22款 鉱業及び土石採取業</p>	<p>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p> <p>第5款 物品貸付業</p> <p>第6款 不動産貸付業</p> <p>第7款 製造業</p> <p>第8款 通信業</p> <p>第9款 運送業</p> <p>第10款 倉庫業</p> <p>第11款 請負業</p> <p>第12款 印刷業</p> <p>第13款 出版業</p> <p>第14款 写真業</p> <p>第15款 席貸業</p> <p>第16款 旅館業</p> <p>第17款 飲食店業</p> <p>第18款 周旋業</p> <p>第19款 代理業</p> <p>第20款 仲立業</p> <p>第21款 問屋業</p> <p>第22款 鉱業及び土石採取業</p>

改 正 後	改 正 前
第23款 浴場業	第23款 浴場業
第24款 理容業	第24款 理容業
第25款 美容業	第25款 美容業
第26款 興行業	第26款 興行業
第27款 遊技所業	第27款 遊技所業
第28款 遊覧所業	第28款 遊覧所業
第29款 医療保健業	第29款 医療保健業
第30款 技芸教授業	第30款 技芸教授業
第31款 駐車場業	第31款 駐車場業
第32款 信用保証業	第32款 信用保証業
第33款 労働者派遣業	第33款 労働者派遣業
第34款 その他	第34款 その他
第2節 収益事業に係る所得の計算等	第2節 収益事業に係る所得の計算等
第16章 税額の計算	第16章 税額の計算
第1節 特定同族会社の特別税率	第1節 特定同族会社の特別税率
第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲	第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲
第2款 留保金額の計算	第2款 留保金額の計算
第2節 所得税額の控除	第2節 所得税額の控除
第3節 外国税額の控除	第3節 外国税額の控除
第1款 通則	第1款 通則
第2款 外国法人税の控除	第2款 外国法人税の控除
第3款 その他	第3款 その他
第4節 所得金額の端数計算	第4節 所得金額の端数計算

改 正 後	改 正 前
<p>第5節 中小企業者等の軽減税率</p> <p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>第18章 退職年金等積立金額の計算</p> <p>第19章 削 除</p> <p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 恒久的施設</p> <p>第1款 外国法人の国内にある支店等</p> <p>第2款 外国法人の国内にある<u>長期建設工事現場等</u></p> <p>第3款 外国法人が国内に置く代理人等</p> <p>第2節 国内源泉所得</p> <p>第1款 恒久的施設帰属所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p> <p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p> <p>第5款 その他</p> <p>第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得</p> <p>第4節 課税標準</p> <p>第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算</p>	<p>第5節 中小企業者等の軽減税率</p> <p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>第18章 退職年金等積立金額の計算</p> <p>第19章 削 除</p> <p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 恒久的施設</p> <p>第1款 外国法人の国内にある支店等</p> <p>第2款 外国法人の国内にある<u>建設作業場</u></p> <p>第3款 外国法人が国内に置く代理人等</p> <p>第2節 国内源泉所得</p> <p>第1款 恒久的施設帰属所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p> <p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p> <p>第5款 その他</p> <p>第3節 租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得</p> <p>第4節 課税標準</p> <p>第5節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 通則</p> <p>第2款 益金の額の計算</p> <p>第3款 損金の額の計算</p> <p>第4款 保険会社の投資資産及び投資収益</p> <p>第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算 入</p> <p>第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入</p> <p>第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第8款 その他</p> <p>第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第7節 税額の計算</p> <p>第1款 所得税額の控除</p> <p>第2款 外国税額の控除</p> <p>第8節 申告及び還付</p> <p>第1款 申告</p> <p>第2款 還付</p>	<p>第1款 通則</p> <p>第2款 益金の額の計算</p> <p>第3款 損金の額の計算</p> <p>第4款 保険会社の投資資産及び投資収益</p> <p>第5款 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算 入</p> <p>第6款 外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入</p> <p>第7款 恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第8款 その他</p> <p>第6節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算</p> <p>第7節 税額の計算</p> <p>第1款 所得税額の控除</p> <p>第2款 外国税額の控除</p> <p>第8節 申告及び還付</p> <p>第1款 申告</p> <p>第2款 還付</p>
<p>附 則</p> <p>別 表</p>	<p>附 則</p> <p>別 表</p>

二 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期)</p> <p>2-1-42 法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の益金の額に算入するものとする。</p> <p>(注) 法人が定年の延長、高齢者及び身体障害者の雇用等の雇用の改善を図ったこと等によりこれらの法令の規定等に基づき交付を受ける奨励金等の額については、その支給決定があった日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p>	<p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期)</p> <p>2-1-42 法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、<u>雇用対策法</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の益金の額に算入するものとする。</p> <p>(注) 法人が定年の延長、高齢者及び身体障害者の雇用等の雇用の改善を図ったこと等によりこれらの法令の規定等に基づき交付を受ける奨励金等の額については、その支給決定があった日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p>

三 棚卸資産の取得価額

改 正 後	改 正 前
<p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除)</p> <p>5-1-6 法人が、その支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき給付される給付金等の交付を受けた場合（2-1-42の取扱いの適用がある場合を含む。）において、その給付の対象となった事実に係る休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の額を製造原価に算入しているときは、その交付を受けた金額のうちその製造原価に算入した休業手当、賃金、職業訓</p>	<p>(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除)</p> <p>5-1-6 法人が、その支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、<u>雇用対策法</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき給付される給付金等の交付を受けた場合（2-1-42の取扱いの適用がある場合を含む。）において、その給付の対象となった事実に係る休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の額を製造原価に算入しているときは、その交付を受けた金額のうちその製造原価に算入した休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の額に対応する金額を当該製造原価の額から控除するこ</p>

改 正 後	改 正 前
練費等の経費の額に対応する金額を当該製造原価の額から控除することができる。	とができる。

四 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(売掛債権等に該当しない債権)</p> <p>11-2-18 次に掲げるようなものは、売掛債権等には該当しない。</p> <p>(1) 預貯金及びその未収利子、公社債の未収利子、未収配当その他これらに類する債権</p> <p>(2) 保証金、敷金（借地権、借家権等の取得等に関連して無利息又は低利率で提供した建設協力金等を含む。）、預け金その他これらに類する債権</p> <p>(3) 手付金、前渡金等のように資産の取得の代価又は費用の支出に充てるものとして支出した金額</p> <p>(4) 前払給料、概算払旅費、前渡交際費等のように将来精算される費用の前払として一時的に仮払金、立替金等として経理されている金額</p> <p>(5) 金融機関における他店為替貸借の決済取引に伴う未決済為替貸勘定の金額</p> <p>(6) 証券会社又は証券金融会社に対し、借株の担保として差し入れた信用取引に係る株式の売却代金に相当する金額</p> <p>(7) 雇用保険法、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定に基づき交付を受ける給付金等の未収金</p> <p>(8) 仕入割戻しの未収金</p> <p>(9) 保険会社における代理店貸勘定（外国代理店貸勘定を含む。）の金額</p>	<p>(売掛債権等に該当しない債権)</p> <p>11-2-18 次に掲げるようなものは、売掛債権等には該当しない。</p> <p>(1) 預貯金及びその未収利子、公社債の未収利子、未収配当その他これらに類する債権</p> <p>(2) 保証金、敷金（借地権、借家権等の取得等に関連して無利息又は低利率で提供した建設協力金等を含む。）、預け金その他これらに類する債権</p> <p>(3) 手付金、前渡金等のように資産の取得の代価又は費用の支出に充てるものとして支出した金額</p> <p>(4) 前払給料、概算払旅費、前渡交際費等のように将来精算される費用の前払として一時的に仮払金、立替金等として経理されている金額</p> <p>(5) 金融機関における他店為替貸借の決済取引に伴う未決済為替貸勘定の金額</p> <p>(6) 証券会社又は証券金融会社に対し、借株の担保として差し入れた信用取引に係る株式の売却代金に相当する金額</p> <p>(7) 雇用保険法、<u>雇用対策法</u>、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定に基づき交付を受ける給付金等の未収金</p> <p>(8) 仕入割戻しの未収金</p> <p>(9) 保険会社における代理店貸勘定（外国代理店貸勘定を含む。）の金額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(10) 法第 61 条の 5 第 1 項(デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等)に規定する未決済デリバティブ取引に係る差金勘定等の金額</p> <p>(11) 法人がいわゆる特定目的会社 (S P C) を用いて売掛債権等の証券化を行った場合において、当該特定目的会社の発行する証券等のうち当該法人が保有することとなったもの</p> <p>(注) 仮払金等として計上されている金額については、その実質的な内容に応じて売掛債権等に該当するかどうかを判定することに留意する。</p>	<p>(10) 法第 61 条の 5 第 1 項(デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等)に規定する未決済デリバティブ取引に係る差金勘定等の金額</p> <p>(11) 法人がいわゆる特定目的会社 (S P C) を用いて売掛債権等の証券化を行った場合において、当該特定目的会社の発行する証券等のうち当該法人が保有することとなったもの</p> <p>(注) 仮払金等として計上されている金額については、その実質的な内容に応じて売掛債権等に該当するかどうかを判定することに留意する。</p>

五 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)</p> <p>16-3-9 法第 69 条第 4 項第 1 号(国外事業所等に帰せられるべき所得)に掲げる国外源泉所得(以下この節において「国外事業所等帰属所得」という。)に係る所得の金額の計算に当たり、令第 141 条の 3 第 2 項(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定に基づき、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算に関する法人税に関する法令の規定に準じて計算する場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) 減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、延払基準の方法による収益及び費用の計上、<u>法第 22 条の 2 第 2 項(収益の額)の規定に準じて収益の額を益金算入しようとする場合に行われる収益の計上等</u>については、法人税に関する法令の規定により、内国法人の仮決算又は確定した決算において経理することを要件として適用されることとなる。</p> <p>(注) 内国法人が単に国外事業所等(同号に規定する国外事業所等をいう。以</p>	<p>(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)</p> <p>16-3-9 法第 69 条第 4 項第 1 号(国外事業所等に帰せられるべき所得)に掲げる国外源泉所得(以下この節において「国外事業所等帰属所得」という。)に係る所得の金額の計算に当たり、令第 141 条の 3 第 2 項(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定に基づき、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算に関する法人税に関する法令の規定に準じて計算する場合には、次のことに留意する。</p> <p>(1) 減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、延払基準の方法による収益及び費用の計上等については、法人税に関する法令の規定により、内国法人の仮決算又は確定した決算において経理することを要件として適用されることとなる。</p> <p>(注) 内国法人が単に国外事業所等(同号に規定する国外事業所等をいう。以</p>

改 正 後	改 正 前
<p>下この節において同じ。)の帳簿に記帳するだけでは、これらの規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(2) 減価償却資産の償却限度額、資産の評価換えによる評価益の益金算入額又は評価損の損金算入額等を計算する場合で、国外事業所等における資産の購入その他資産の取得に相当する内部取引(同号に規定する内部取引をいう。以下この節において同じ。)があるときのこれらの計算の基礎となる各資産の取得価額は、令第141条の7第1項《特定の内部取引に係る国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算》の規定の適用があるときを除き、当該内部取引の時の価額により当該内部取引が行われたものとして計算した金額となる。</p> <p>(注) 例えば、内国法人が国外事業所等に帰せられる減価償却資産につきその償却費を当該帳簿に記帳していない場合であっても、仮決算又は確定した決算において経理しているときは、当該経理した金額(当該金額が償却限度額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)は、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されることに留意する。</p>	<p>下この節において同じ。)の帳簿に記帳するだけでは、これらの規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(2) 減価償却資産の償却限度額、資産の評価換えによる評価益の益金算入額又は評価損の損金算入額等を計算する場合で、国外事業所等における資産の購入その他資産の取得に相当する内部取引(同号に規定する内部取引をいう。以下この節において同じ。)があるときのこれらの計算の基礎となる各資産の取得価額は、令第141条の7第1項《特定の内部取引に係る国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算》の規定の適用があるときを除き、当該内部取引の時の価額により当該内部取引が行われたものとして計算した金額となる。</p> <p>(注) 例えば、内国法人が国外事業所等に帰せられる減価償却資産につきその償却費を当該帳簿に記帳していない場合であっても、仮決算又は確定した決算において経理しているときは、当該経理した金額(当該金額が償却限度額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)は、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されることに留意する。</p>

六 恒久的施設

改 正 後	改 正 前
<p><u>(その他事業を行う一定の場所)</u></p> <p>20-1-1 令第4条の4第1項第3号<u>(恒久的施設の範囲)</u>に掲げる「<u>その他事業を行う一定の場所</u>」には、<u>倉庫、サーバー、農園、養殖場、植林地、貸ビル</u>等のほか、外国法人が国内においてその事業活動の拠点としているホテルの一室、展示即売場その他これらに類する場所が含まれる。</p>	<p><u>(支店、出張所等に準ずるもの)</u></p> <p>20-1-1 令第4条の4第1項第3号<u>(支店その他事業を行う一定の場所)</u>に掲げる「<u>前二号に掲げる場所に準ずるもの</u>」には、<u>農園、養殖場、植林地、貸ビル</u>等のほか、外国法人が国内においてその事業活動の拠点としているホテルの一室、展示即売場その他これらに類する場所が含まれる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(準備的な性格のもの意義)</u></p> <p><u>20-1-2 令第4条の4第4項《恒久的施設の範囲》に規定する準備的な性格のものは、外国法人としての活動の本質的かつ重要な部分を構成する活動の遂行を予定し当該活動に先行して行われる活動をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 本文の「先行して行われる活動」に該当するかどうかの判定は、その活動期間の長短によらないことに留意する。</u></p> <p><u>(補助的な性格のもの意義)</u></p> <p><u>20-1-3 令第4条の4第4項《恒久的施設の範囲》に規定する「補助的な性格のもの」とは、外国法人としての活動の本質的かつ重要な部分を構成しない活動で、その本質的かつ重要な部分を支援するために行われるものをいうのであるから、例えば、次に掲げるような活動はこれに該当しない。</u></p> <p><u>(1) 事業を行う一定の場所の事業目的が外国法人の事業目的と同一である場合の当該事業を行う一定の場所において行う活動</u></p> <p><u>(2) 外国法人の資産又は従業員の相当部分を必要とする活動</u></p> <p><u>(3) 顧客に販売した機械設備等の維持、修理等（当該機械設備等の交換部品を引き渡すためだけの活動を除く。）</u></p> <p><u>(4) 専門的な技能又は知識を必要とする商品仕入れ</u></p> <p><u>(5) 地域統括拠点としての活動</u></p> <p><u>(6) 他の者に対して行う役務の提供</u></p> <p>第2款 外国法人の国内にある<u>長期建設工事現場等</u></p> <p>(1年を超える<u>建設工事等</u>)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第2款 外国法人の国内にある<u>建設作業場</u></p> <p>(1年を超える<u>建設等</u>)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>20-1-4 令第4条の4第2項《恒久的施設の範囲》の建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下20-1-4において「建設工事等」という。）で1年を超えて行われるものには、次に掲げるものが含まれる。</u></p> <p>(1) <u>建設工事等に要する期間が1年を超えることが契約等からみて明らかであるもの</u></p> <p>(2) <u>一の契約に基づく建設工事等に要する期間が1年以下であっても、これに引き続いて他の契約等に基づく建設工事等を行い、これらの建設工事等に要する期間を通算すると1年を超えることになるもの</u></p> <p><u>②1 建設工事等は、その建設工事等を独立した事業として行うものに限られないのであるから、例えば、外国法人が機械設備等を販売したことに伴う据付けの工事等であっても当該建設工事等に該当することに留意する。</u></p> <p><u>2 上記(1)又は(2)に該当しない建設工事等であっても、同条第3項の規定の適用により、1年を超えて行われるものに該当する場合があることに留意する。</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>20-1-2 法第2条第12号の19ロ《外国法人の国内にある建設作業場》の建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供（以下20-1-2において「建設等」という。）で1年を超えて行われるものには、次に掲げるものが含まれる。</u></p> <p>(1) <u>建設等に要する期間が1年を超えることが契約等からみて明らかであるもの</u></p> <p>(2) <u>一の契約に基づく建設等に要する期間が1年以下であっても、これに引き続いて他の契約等に基づく建設等を行い、これらの建設等に要する期間を通算すると1年を超えることになるもの</u></p> <p><u>② 建設等は、その建設等を独立した事業として行うものに限られないのであるから、例えば、外国法人が機械設備等を販売したことに伴う据付工事等であっても当該建設等に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(独立代理人に該当する者)</u></p> <p><u>20-1-3 令第4条の4第3項各号《外国法人の置く代理人等》に掲げる者から除かれる「その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者」とは、次に掲げる要件のいずれも満たす者をいうことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>代理人として当該業務を行う上で、詳細な指示や包括的な支配を受けず、十分な裁量権を有するなど本人である外国法人から法的に独立していること。</u></p> <p>(2) <u>当該業務に係る技能と知識の利用を通じてリスクを負担し、報酬を受領す</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(契約の締結の意義)</u></p> <p>20-1-5 令第4条の4第7項(恒久的施設の範囲)の「契約」の締結には、 契約書に調印することのほか、契約内容につき実質的に合意する<u>ことが含まれる。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>るなど本人である外国法人から経済的に独立していること。</u></p> <p>(3) <u>代理人として当該業務を行う際に、代理人自らが通常行う業務の方法又は過程において行うこと。</u></p> <p><u>(常習代理人の範囲)</u></p> <p>20-1-4 令第4条の4第3項第1号(常習代理人)に掲げる「外国法人のために、その事業に関し契約(……)を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者」(以下20-1-6までにおいて「常習代理人」という。)には、契約書に調印する<u>権限は与えられていないが、契約内容につき実質的に合意する権限を与えられている者が含まれる。</u></p> <p>(註) <u>常習代理人は、特定の外国法人のためにのみ同号に規定する権限を行使する者に限られないことに留意する。</u></p> <p><u>(継続的に又は反復して行使することの意義)</u></p> <p>20-1-5 令第4条の4第3項第1号(常習代理人)に掲げる常習代理人には、<u>長期の代理契約に基づいて外国法人のために同号に規定する権限を行使する者のほか、個々の代理契約は短期的であるが、2以上の代理契約に基づいて継続的に又は反復して一の外国法人のために当該権限を行使する者が含まれる。</u></p> <p><u>(常習代理人から除かれる者)</u></p> <p>20-1-6 令第4条の4第3項第1号(常習代理人)に掲げる常習代理人から除かれる「その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者」には、<u>国際運輸業を営む航空会社が国際航空運送協会(IATA)に加盟するなど国際的運航協約により相互に他の加盟航空会社の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p><u>(契約の締結のために主要な役割を果たす者の意義)</u></p> <p><u>20-1-6 令第4条の4第7項(恒久的施設の範囲)に規定する「主要な役割を果たす者」とは、同項各号に掲げる契約が締結されるという結果をもたらす役割を果たす者をいい、例えば、外国法人の商品について販売契約を成立させるために営業活動を行う者がこれに該当する。</u></p> <p><u>(反復して外国法人に代わって行動する者の範囲)</u></p> <p><u>20-1-7 令第4条の4第7項(恒久的施設の範囲)に規定する契約締結代理人等には、長期の代理契約に基づいて外国法人に代わって行動する者のほか、個々の代理契約は短期的であるが、2以上の代理契約に基づいて反復して一の外国法人に代わって行動する者が含まれる。</u></p>	<p><u>代理店として運送契約の締結を行っている場合における当該航空会社が該当する。</u></p> <p><u>(注) 主として国内において運送業(運送取扱業を含む。)を営む者が国際運輸業を営む特定の外国法人との契約に基づき当該外国法人のために同号に規定する権限を行使する場合には、当該者は常習代理人から除かれる者には該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(在庫代理人の範囲)</u></p> <p><u>20-1-7 令第4条の4第3項第2号(在庫代理人)に掲げる「外国法人のために、……資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者」には、例えば、石油販売業を営む外国法人のために常時国内の空港において航空燃料を保管し、当該外国法人との間で燃料の供給契約を締結している航空会社に対し、その要求に応じて随時給油を行う者が該当する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(注) 本文の「一の外国法人に代わって行動する者」は、特定の外国法人のみに代わって行動する者に限られないことに留意する。</u></p> <p><u>(独立代理人)</u></p> <p><u>20-1-8 令第4条の4第8項(恒久的施設の範囲)に規定する「国内において外国法人に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合」における当該者は、次に掲げる要件のいずれも満たす必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 代理人として当該業務を行う上で、詳細な指示や包括的な支配を受けず、十分な裁量権を有するなど本人である外国法人から法的に独立していること。</u></p> <p><u>(2) 当該業務に係る技能と知識の利用を通じてリスクを負担し、報酬を受領するなど本人である外国法人から経済的に独立していること。</u></p> <p><u>(3) 代理人として当該業務を行う際に、代理人自らが通常行う業務の方法又は過程において行うこと。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(発行済株式)</u></p> <p><u>20-1-9 令第4条の4第9項(恒久的施設の範囲)の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額(以下20-1-10において「払込金額等」という。)の全部又は一部について払込み又は給付(以下20-1-10において「払込み等」という。)が行われていないものも含まれるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(直接又は間接保有の株式)</u></p> <p><u>20-1-10 令第4条の4第9項(恒久的施設の範囲)に規定する「特殊の関係」(以下20-1-10において「特殊の関係」という。)にあるかどうかを判定す</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る場合の直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。</u></p> <p><u>⑥ 名義株は、その実際の権利者が保有するものとして特殊の関係の有無を判定することに留意する。</u></p>	

七 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)</p> <p>20-5-2 内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算については、適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式交換等及び適格株式移転に係る取扱いを除き、次に掲げる取扱いを準用する。</p> <p>(1) 第2章《収益並びに費用及び損失の計算》の取扱い（2-1-18《固定資産を譲渡担保に供した場合》、2-1-25《相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例》から2-1-28《剰余金の配当等の帰属時期の特例》まで、2-1-29の⑥の1及び2《貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期》、2-1-31《送金が許可されない利子、配当等の帰属の時期の特例》（2-1-27《剰余金の配当等の帰属の時期》）に定める剰余金の配当等の取扱いに限る。）、2-1-44《金融資産の消滅を認識する権利支配移転の範囲》から2-1-46《金融資産等の消滅時に発生する資産及び負債の取扱い》まで、2-2-5の⑥《請負収益に対応する原価の額》、2-2-12《債務の確定の判定》、2-3-23《追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い》並びに2-3-60《繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算》の取扱いを除く。）</p>	<p>(内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)</p> <p>20-5-2 内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算については、適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式交換等及び適格株式移転に係る取扱いを除き、次に掲げる取扱いを準用する。</p> <p>(1) 第2章《収益並びに費用及び損失の計算》の取扱い（2-1-18《固定資産を譲渡担保に供した場合》、2-1-25《相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例》から2-1-28《剰余金の配当等の帰属時期の特例》まで、2-1-29のただし書及び⑥《貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期》、2-1-31《送金が許可されない利子、配当等の帰属の時期の特例》（2-1-27《剰余金の配当等の帰属の時期》）に定める剰余金の配当等の取扱いに限る。）、2-1-44《金融資産の消滅を認識する権利支配移転の範囲》から2-1-46《金融資産等の消滅時に発生する資産及び負債の取扱い》まで、2-2-5の⑥《請負収益に対応する原価の額》、2-2-12《債務の確定の判定》、2-3-23《追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い》並びに2-3-60《繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算》の取扱いを除く。）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(注) 第2章第1節(収益等の計上に関する通則)の取扱いを準用するに当たっては、資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に相当する内部取引について2-1-1(収益の計上の単位の通則)に規定する収益認識基準の適用対象となるものとする。</u></p> <p>(2) 第4章(その他の益金等)の取扱い(第2節第3款(完全支配関係がある法人間の受贈益)の取扱いを除く。)</p> <p>(3) 第5章(棚卸資産の評価)の取扱い</p> <p>(4) 第7章(減価償却資産の償却等)の取扱い</p> <p>(5) 第8章(繰延資産の償却)の取扱い</p> <p>(6) 第9章(その他の損金)の取扱い(9-1-3の2の(注)(評価換えの対象となる資産の範囲)、9-2-47の(注)の1(出向者に対する給与の較差補填)、9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)、9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)、第4節第2款(完全支配関係がある法人間の寄附金)、9-4-6の2(災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等)、9-4-6の3(災害の場合の取引先に対する低利又は無利息による融資)、第5節第2款(外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等)、第6節第1款(金銭債権の貸倒れ)及び9-7-12の(注)(資産に計上した入会金の処理)の取扱いを除く。)</p> <p>(7) 第10章(圧縮記帳)の取扱い(第4節(非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳)の取扱いを除く。)</p> <p>(8) 第12章の5(リース取引)の取扱い</p> <p>(9) 第13章(借地権の設定等に伴う所得の計算)の取扱い</p> <p>(10) 第13章の2(外貨建取引の換算等)の取扱い(13の2-2-9の後段(期末時換算法-為替差損益の一括表示)の取扱いを除く。)</p>	<p>(2) 第4章(その他の益金等)の取扱い(第2節第3款(完全支配関係がある法人間の受贈益)の取扱いを除く。)</p> <p>(3) 第5章(棚卸資産の評価)の取扱い</p> <p>(4) 第7章(減価償却資産の償却等)の取扱い</p> <p>(5) 第8章(繰延資産の償却)の取扱い</p> <p>(6) 第9章(その他の損金)の取扱い(9-1-3の2の(注)(評価換えの対象となる資産の範囲)、9-2-47の(注)の1(出向者に対する給与の較差補填)、9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)、9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)、第4節第2款(完全支配関係がある法人間の寄附金)、9-4-6の2(災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等)、9-4-6の3(災害の場合の取引先に対する低利又は無利息による融資)、第5節第2款(外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等)、第6節第1款(金銭債権の貸倒れ)及び9-7-12の(注)(資産に計上した入会金の処理)の取扱いを除く。)</p> <p>(7) 第10章(圧縮記帳)の取扱い(第4節(非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳)の取扱いを除く。)</p> <p>(8) 第12章の5(リース取引)の取扱い</p> <p>(9) 第13章(借地権の設定等に伴う所得の計算)の取扱い</p> <p>(10) 第13章の2(外貨建取引の換算等)の取扱い(13の2-2-9の後段(期末時換算法-為替差損益の一括表示)の取扱いを除く。)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人における損金経理等)</p> <p>20-5-3 外国法人が恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算する場合において、例えば減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、延払基準の方法による収益及び費用の計上、<u>法第 22 条の 2 第 2 項(収益の額)の規定に準じて収益の額を益金算入しようとする場合に行われる収益の計上</u>のように法又は措置法の規定により決算又は確定した決算において経理することを要件として適用することとされているものについては、当該外国法人が恒久的施設帰属所得に係る事業等に関して作成する帳簿及び当該帳簿に基づいて作成する規則第 61 条の 3 第 1 号ハ(仮決算をした場合の中間申告書の添付書類)又は規則第 61 条の 5 第 1 号ヘ(確定申告書の添付書類)に規定する貸借対照表及び損益計算書に計上することをもって当該要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>(損金の額に算入できない償却費等)</p> <p>20-5-7 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、法第 139 条第 2 項(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)に規定する「<u>租税条約(当該外国法人の同号に掲げる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限るものとし、当該外国法人の恒久的施設と本店等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨の定めのあるものを除く。)</u>の適用があるとき」には、恒久的施設とその本店等との間の令第 183 条第 3 項第 1 号イからハマで(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)に掲げるものの取得に相当する事実に基づく償却費又は評価損等の額は、損金の額に算入することはできないことに留意する。</p>	<p>(外国法人における損金経理等)</p> <p>20-5-3 外国法人が恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算する場合において、例えば減価償却費、引当金又は準備金の繰入額等の損金算入、延払基準の方法による収益及び費用の計上のように法又は措置法の規定により決算又は確定した決算において経理することを要件として適用することとされているものについては、当該外国法人が恒久的施設帰属所得に係る事業等に関して作成する帳簿及び当該帳簿に基づいて作成する規則第61条の3第1号ハ(仮決算をした場合の中間申告書の添付書類)又は規則第61条の5第1号ヘ(確定申告書の添付書類)に規定する貸借対照表及び損益計算書に計上することをもって当該要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>(損金の額に算入できない償却費等)</p> <p>20-5-7 外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、法第 139 条第 2 項(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)に規定する「<u>内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の適用があるとき</u>」には、恒久的施設とその本店等との間の令第 183 条第 3 項第 1 号イからハマで(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)に掲げるものの取得に相当する事実に基づく償却費又は評価損等の額は、損金の額に算入することはできないことに留意する。</p>

八 経過的处理

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的处理)</u></p> <p><u>この法令解释通達による改正後の20-1-1から20-1-10まで及び20-5-7の取扱いは、平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>